

佐賀ユニバーサルデザイン推進会議設置要綱

(目的)

第1条 年齢、性別、能力、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなる社会の実現に向け、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザインの実現を推進するため、佐賀ユニバーサルデザイン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、検討を行う。

- (1) 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針の進行管理・評価に関する事。
- (2) ユニバーサルデザインの広報・普及啓発に関する事。
- (3) ユニバーサルデザインの先導的取組の顕彰に関する事。
- (4) ユニバーサルデザイン推奨品の選定に関する事。
- (5) 福祉のまちづくり条例に関する事。
- (6) その他この推進会議の目的達成のため必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員22名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県民代表
- (3) CSO、団体等
- (4) 企業
- (5) 行政

3 推進会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

5 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

6 委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前項の委員の任期は、佐賀県ユニバーサルデザイン推進監が必要と認める場合は、これを延長することができる。

8 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 推進会議は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(会議等)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 委員が、事故その他やむを得ない事由により推進会議に出席できないときは、当該委員が代表する団体等に属する者を代理人として推進会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

3 推進会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(分科会)

第5条 第2条の業務を実施するに当たり、業務の専門性を確保する観点から、UD推進まちづくり分科会（以下、「まちづくり分科会」という。）、UD推進ものづくり分科会（以下、「ものづくり分科会」という。）、UD推進ソフトづくり分科会（以下、「ソフトづくり分科会」という。）及びUD推奨品選定委員会（以下、「選定委員会」という。）及び佐賀県ユニバーサルデザイン条例（仮称）検討委員会（福祉のまちづくり条例の改正に伴う検討委員会）（以下、「UD条例検討委員会」という。）を置く。

2 各分科会は、次に掲げる区分に応じ、主として当該各号に定める事項を処理する。

(1) まちづくり分科会、ものづくり分科会及びソフトづくり分科会 第2条

(1)～(3)に掲げる事項

(2) 選定委員会 第2条(4)に掲げる事項

(3) UD条例検討委員会 第2条(5)に掲げる事項

3 各分科会に属すべき委員は、会長が指名する。なお、UD条例検討委員会の業務及び委員等については、別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、佐賀県統括本部ユニバーサルデザイン推進グループにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

3 佐賀県ユニバーサルデザイン推進委員会設置要綱は、この要綱の施行をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。